

令和7年度 普通肥料原料(MAP)売払い(その2)

仕 様 書

島 根 県

島根県宍道湖流域下水道事務所
(島根県宍道湖東部浄化センター)

第1条 適用

本普通肥料取引は、令和7年度における島根県宍道湖東部浄化センター造粒脱リン装置の生成物「りん酸マグネシウムアンモニウム」（以下MAPという。）を普通肥料原料として売買取り引きするにあたり、必要な事項を定めるものである。

第2条 取引の名称

「令和7年度 普通肥料原料（MAP）売払い（その2）」

第3条 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

第4条 概要

本取り引きの概要は、以下のとおりとする。

1. 売払い予定数量

生産期間中（概ね令和7年4月～令和8年3月末）の生産予定数量160トンのうち、最低取引数量30トン以上（ただし、買受人の希望により増量することは可能とする）。

2. 搬出予定回数

4回（ただし、買受人の希望により回数増は可能とする）

3. MAP積み込み場所

島根県松江市竹矢町1444

島根県宍道湖東部浄化センター 造粒脱リン棟 MAP 搬出口

4. MAP積み込み方法（荷姿）

MAP 搬出口貯留ホッパーからトラックへの直積みとする。

荷姿は、バラ物とする。

5. 引取り運搬

①MAPの搬出は、別途売払人が連絡する搬出希望複数日のうち、買受人が受取可能な日に搬出するものとし、事前に宍道湖流域下水道事務所と調整すること。

②1回あたりの引取り量は、搬出日当日の貯留ホッパー内全量を引き取るものとする（過去実績より7～9トン程度）。

③引取りの時間帯は、平日9時～16時を原則とする。

④運搬車両は水密性のある荷台を有した車両とする。

⑤買受人が引き取りを受諾した時は、買受書（別紙様式1）を宍道湖流域下水道事務所に提出する。

⑥買受人が引き渡しを受けた時は、受領書（別紙様式2）を宍道湖流域下水道事務所に提出する。

6. MAP の性状

①直径 0.5～1.0mm程度

②外観 淡黄色の顆粒状

③成分分析結果 単位 (%)

	アンモニア性 窒素	く溶性 りん酸	く溶性 苦土
R06.04.25	5.53	28.31	16.39
(登録証 保証成分量)	4.0	23.0	13.0

④物性の分析結果(平成7年3月)

真比重	嵩比重 (平均粒径 0.5mm)
1.72	1.0

⑤粒度

粒度分析 (%)				
<0.4mm	0.4～0.6mm	0.6～0.8mm	0.8～1.0mm	1.0mm<
3	21	60	15	1

⑥付着水率 4% (水切り自然乾燥)

第5条 売払い数量の決定

MAPの売払い数量は、引取1回ごとの東部浄化センターMAPホッパー制御盤による計量計測値とする。その計測値は0.1t単位とし、端数は切り捨てるものとする。

第6条 売払い金額の決定

MAPの売払い金額は、前条の方法により決定した数量にMAP1トン当たり資材単価を乗じて得た額から、引取1回あたりの運搬費を控除した額に、消費税及び地方消費税等相当額を乗じた額を支払うものとする。